

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：生涯学習専門員 大津市立雄琴公民館】

令和 7 年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1 人（週 30 時間勤務）

2 募集職種 生涯学習専門員

3 業務内容

大津市立雄琴公民館の管理運営、講座開設事業の企画・運営及び関係団体との連絡調整並びに支所の業務等

- (1) 公民館の貸室に関する業務
- (2) 講座開設の企画・運営
- (3) 関係団体との連絡調整
- (4) 支所の管理運営及び窓口業務 等

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

- (1) 幼稚園、小・中・高等学校等の教員免許（未更新可）、社会教育主事任用資格、司書資格、学芸員資格保持者（いずれかの資格保持で可）、又は 3 年以上公民館等公共施設での従事経験のある方
- (2) パソコンの基本操作やワード、エクセル、パワーポイントなどを用いたデータ入力、資料作成ができること
- (3) 土・日曜日等の事業開催日に勤務可能であること

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）から令和 7 年 12 月 18 日（木曜日）午後 5 時まで

6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡し

てください。選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を添付した履歴書
- ③教員免許等、対象資格を取得したことが確認できる書類の写し
- ④経歴書（様式は任意、対象資格を有していない方のみ）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市教育委員会事務局生涯学習課 「会計年度任用職員採用担当者」まで
電話番号：077-528-2635

7 選考日時及び選考会場

選考日時は、令和7年12月19日（金曜日）午前10時から

選考会場は、大津市役所 別館2階 教育委員会室1

8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験

※上記6に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

9 結果の発表

受験者本人宛に選考試験実施後約1週間以内に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
再度の任用	■ 原則あり □ 原則なし （翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。）
勤務地	大津市立雄琴公民館（大津市雄琴一丁目17-2） ※任用期間の途中で所属の公民館が変更となる場合があります（ただし、勤務地は大津市内）。
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目3日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	・週30時間勤務 原則、1日6時間×週5日 9時～16時 休憩60分
基本給	月額183,795円～208,436円

	※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.60月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。ただし、今回の任用期間については、手当支給はなし。 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月55,000円）、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事（兼業）は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。（兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。）
その他	・給与等支給日：当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。